

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

三木町「豊かな水環境とともに創る住み良いまちづくり」再生計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

香川県木田郡三木町

## 3 地域再生計画の区域

香川県木田郡三木町の全域

## 4 地域再生計画の目標

三木町は香川県の東部に位置し、南は徳島県に境を接し、西は県都高松市に隣接し、東西 5.8 キロメートル、南北 18.4 キロメートルの南北に細長い地形をしている。

町北部と南部には山地があり、南部山地には大相山や高仙山をはじめとする讃岐山脈が連なり、これらの山々に源を発して、鴨部川、新川、吉田川などの中小河川が平野部を流れ、『ため池百選』のひとつである山大寺池をはじめ、789 か所のため池が存在するなど、平野部では水と緑豊かな自然に恵まれた田園地帯が広がっている。

本町の道路交通網は、北部に京阪神地方及び中国地方へと繋がる高速自動車道（高松自動車道）が整備されており、高松市から東かがわ市を結び、さらに起点終点ともに四国の大動脈である国道 11 号線に接続している主要地方道（高松長尾大内線）が中心部を東西に走っている。

また、瀬戸内式気候に属し年間を通して比較的温暖な気候に恵まれた本町では、豊かな自然と流通の利便性を活かした第一次産業が基幹産業であり、水稻のほか本町の特産品でもあるイチゴやブロッコリー、アスパラガスなど多彩な農産物が生産されている。

しかしながら、近年の農村社会における混住化の進展により平野部を中心に都市化が進行し、加えて生活様式の多様化・高度化等により農業及び農村を取り巻く環境は大きく変化しており、農業用排水路等に多量の生活雑排水が流入し、公共用水域の水質汚濁等の問題が顕在化し、町の産業と生活を支えてきた中小河川及びため池の水質悪化が懸念されている。なかでも本町を縦断する二級河川新川は、10 年以上連続して BOD が環境基準を達成していない河川であり、水質の汚濁状況が著しく悪化の傾向にある。

こうしたなか、本町では生活排水処理対策として、昭和 63 年度から合併処理浄化槽設置整備事業、平成 7 年度から農業集落排水施設（井上北部地区：平成 14 年度供用開始、計画処理人口 810 人）を展開し、水環境の保全に努めてきたが、町の中心市街地を含むほとんどの区域において整備が遅れており、本町の汚水処理人口普及率 40.0%（平成 24 年度末現在）は、全国平均 88.1%（平成 24 年度末現在）及び香川県平均 70.9%（平成 24 年度末現在）と比較して大幅に立ち遅れており、依然として農業用水の水質悪化による農作物への影響や水路における汚水の滞留、悪臭など生活環境への悪影響が顕在している状況である。

こうした課題に取り組み、生活環境の向上及びまちづくりの根幹である豊かな自然環境の保全のため、汚水処理施設の早急な整備は本町の最重要課題であり、「豊かな自然と共生し環境にやさしいまちづくり」の実現を目指すとともに、地域性を活かした産業の持続的発展を図るため、農業用施設や地域環境を保全し公共用水域の水質改善に努め、本町の主たる農産物である水稻において、香川県の風土気候に適した新しい品種として開発された「おいでまい」の普及を促進することで水稻の品質向上を図る。また、グリーン・ツーリズム推進事業の取り組みによる都市との交流の促進、農産物直売体制の充実や学校給食との連携などによる地産地消の促進など、本町の魅力・価値を最大限に引き出し、活力ある農業の実現に向け、「活力にあふれ産業が躍動するまちづくり」を推進する。

さらに、汚水処理施設の整備による健康的で快適な生活環境を創造し、併せて少子化時代に対応し、定住人口の減少抑制を図るため、産婦人科医療施設の誘致事業や満 15 歳までの医療費を無料とする制度の構築などにより、出産・子育て支援事業を拡充し推進することで、安心して子育てができる環境を整え、快適で住みよいまちづくりに努め、町全体の総合的な再生を図る。本計画では、これらの総合的な取り組みにより、「豊かな水環境とともに創る住み良いまちづくり」を目指し、もって住民力及び地域力を高め、第 5 次三木町振興計画において本町が目指す将来像として定めている「人と地域が輝き、活力と笑顔あふれる」まちづくりを推進する。

#### 【数値目標】

- 【目標 1】 汚水処理施設整備交付金の活用により、汚水処理施設の整備を推進し、汚水処理人口普及率 40.0%（平成 24 年度末現在）を 56.0%（平成 31 年度末）に向上させる。
- 【目標 2】 米の一等米比率を 13.0%（平成 24 年度）から 20.0%（平成 31 年度）に向上させる。

**【目標3】** 出生数 197 人/年（平成 24 年度）を 220 人/年（平成 31 年度）に向上させる。

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

三木町では、公共下水道、農業集落排水施設、及び合併処理浄化槽による汚水処理対策を実施しており、現在、公共下水道においては三木処理区中部地区及び南部地区の一部の認可を受け、農業集落排水施設においては、供用を開始している井上北部地区のほか、井上南部地区、三木東地区の採択を受け事業を実施している。

本計画では、汚水処理施設整備交付金を活用し、公共下水道認可区域及び農業集落排水区域において、効率的かつ一体的に汚水処理施設の整備を展開し、その他の集合処理に適さない地域においては、合併処理浄化槽設置整備事業により、合併処理浄化槽の設置促進に努め、生活環境の改善及び公共用水域の水質向上を図る。

さらに、汚水処理施設の整備とともに、グリーン・ツーリズム推進事業や農地・水保全管理支払交付金事業により、活力ある農業の実現に努める。また、産婦人科医療施設の誘致事業や各種出産・子育て支援事業により、少子化時代に対応し、常住人口の減少抑制を図ることで、相乗的かつ総合的に地域の活性化を目指す。

### 5-2 特定政策課題に関する事項

該当無し。

### 5-3 第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### (1) 汚水処理施設整備交付金【A3002】

対象となる事業については、次のとおりである。また、事業箇所等については、図面を添付する。

公共下水道・・・・・・・・平成 17 年 10 月に当初認可取得  
平成 29 年 8 月に事業計画変更

#### 農業集落排水施設

井上南部地区・・・・・・・・平成 14 年 4 月に事業採択  
平成 24 年 3 月に事業計画変更

三木東地区・・・・・・・・平成 15 年 4 月に事業採択  
平成 25 年 12 月に事業計画変更

**【事業主体】**

- ・ 三木町

**【施設の種類】**

- ・ 公共下水道
- ・ 農業集落排水施設

**【事業区域】**

- ・ 公共下水道 三木処理区中部地区及び南部地区の一部
- ・ 農業集落排水施設 井上南部地区の一部  
三木東地区の一部

**【事業期間】**

- ・ 公共下水道 平成 26 年度から平成 30 年度
- ・ 農業集落排水施設  
井上南部地区 平成 26 年度から平成 28 年度  
三木東地区 平成 26 年度から平成 31 年度

**【整備量及び事業費】**

- ・ 公共下水道  
処理場 1 か所（農集井上南部及び三木東地区と共同施工）  
管渠 L = 10, 200m  
管径  $\phi$  100 ~  $\phi$  600 mm
- ・ 農業集落排水施設  
[井上南部地区]  
管渠 L = 190m  
管径  $\phi$  100 ~  $\phi$  300 mm  
[三木東地区]  
管渠 L = 18, 667m  
管径  $\phi$  50 ~  $\phi$  300 mm

- ・ 公共下水道 事業費 2, 768, 171 千円  
(うち、交付金 1, 441, 120 千円)
- ・ 農業集落排水施設  
井上南部地区 事業費 427, 000 千円  
(うち、交付金 213, 500 千円)  
三木東地区 事業費 3, 035, 000 千円  
(うち、交付金 1, 517, 500 千円)
- ・ 合計 事業費 6, 230, 171 千円  
(うち、交付金 3, 172, 120 千円)

#### 5-4 その他の事業

① 合併処理浄化槽設置整備事業

本町において居住を目的とした専用住宅に処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して補助金を交付し、設置を促進することで、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止に努める。

② グリーン・ツーリズム推進事業

豊かな自然を背景に、メタセコイアの太古の森、高仙山山頂公園、虹の滝キャンプ場等のグリーンステージ、いちごを材料としたいちごワインなど本町の特産品や加工品などの観光資源、地域特産物を活用して、いちご狩りやジャム作り、搾乳や畜産物加工等、体験農園や体験型畜産業に取り組み、魅力ある多彩な体験型グリーン・ツーリズムを推進し情報を発信することで、交流人口の増大を通じて農村地域の活性化を目指す。

③ 多面的機能支払交付金事業

地域住民や自治会、関係団体などが幅広く活動に参画した組織を構築し、その組織を中心に農村の自然や景観を守る地域共同活動や、老朽化が進む水路等農業用施設の長寿命化、水質・土壌などの向上活動への取り組みなど、地域の手で農地や農業用水、地域環境を守る取り組みに対し支援を行い、地域環境の保全・向上及び地域コミュニティの活性化を図る。

④ 三木町子育て支援医療費助成制度

本町に在住する子育て世代に対する支援策であり、町内に在住する0歳児から中学校3年生（満15歳）までを対象に、通院・入院に係る医療費を助成することで子育て支援の充実を図り、定住者人口の増加に努める。

⑤ まんでがんふれあいホーム設置事業

生後6か月から小学校就学前の児童を対象とした一時預かり事業「まんでがんふれあいホーム」の開所により、保護者が急用やトラブルなどによる緊急時に利用できるなど、地域の子育て家庭を支える拠点を目指す。併せて、高齢者、障がい者及び子どもの日常的なふれあいの場としての空間も兼ね備え、世代間交流を促進する。

⑥ 三木町産婦人科医療施設整備助成金支給制度

本町には、10年以上産婦人科医院がない状態が続いており、住民に対する出産・子育て支援の一環として、医師が産婦人科医療施設を開設する費用の一部を助成する制度の創設により誘致に取り組む。また、町内には香川大学医学部附属病院があり、産科施設から医大を結び、子育て支援を含めた総合的なネットワークを形成するなど子育て環境を整備し、子育て世代の不安要素を解消することにより、住民の定住化促進を図る。

⑦ 環境学習の実施

環境保全に対する啓発の一環として、毎年、夏休みの期間中に供用を開始している農業集落排水事業井上北部地区処理施設において施設見学会を開催し、下水道事業の目的・必要性・重要性をPRすることで、下水道事業、環境保全に対する意識の向上を図る。

6 計画期間

平成 26 年度～平成 31 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に三木町が必要な調査を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に係る基礎データは、三木町の住民基本データなどを用い、中間評価、事後評価の際には、汚水処理施設へ接続された人口の集計を行い汚水処理人口普及率により評価を行う。目標2の一等米比率および目標3の出生数については、町で調査しその結果を公表する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

|                      | 平成 24 年度<br>(基準年度) | 平成 31 年度<br>(最終年度) |
|----------------------|--------------------|--------------------|
| 目標 1<br>汚水処理人口普及率の向上 | 40.0%              | 56.0%              |
| 目標 2<br>米の一等米比率      | 13.0%              | 20.0%              |
| 目標 3<br>出生数          | 197 人/年            | 220 人/年            |

(指標とする数値の収集方法)

| 項 目       | 収集方法            |
|-----------|-----------------|
| 汚水処理人口普及率 | 三木町の汚水処理人口調査より  |
| 米の一等米比率   | 農業協同組合米集荷実績より   |
| 出生数       | 三木町住民基本台帳関係年報より |

・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の実施状況
2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（三木町のホームページ）等により公表する。